

【申請様式0新規】プライバシーマーク付与適格性審査申請チェック表

1. 必須で提出していただく書類

チェック欄	No	申 請 書 類
☒	1	【申請様式0新規】プライバシーマーク付与適格性審査申請チェック表
☒	2	【申請様式1新規】プライバシーマーク付与適格性審査申請書①及び②「コピー不可」 (法人登記印の捺印必須) 又は (代表者印の捺印必須)、「フリガナを忘れずに記載」
☒	3	【申請様式2新規】個人情報保護体制
☒	4	【申請様式3新規】事業者概要
☒	5	【申請様式4新規】個人情報を取扱う業務の概要
☒	6	【申請様式5新規】事業の所在地及び業務内容
☒	7	【申請様式6新規】マネジメントシステム文書の一覧
☒	8	【申請様式7新規】「個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」との対応表
☒	9	【申請様式8新規】個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針
☒	10	【申請様式9新規】内部監査・マネジメントレビュー実施計画
☒	11	登記事項証明書(「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」)等申請事業者(法人)の の存在を証す公的文書の 原本 (申請の日前3か月以内の発行文書。コピー不可。)
☒	12	定款のコピー
☒	13	最新の個人情報保護マネジメントシステム文書一式の コピー 【申請様式6,7新規】に記載の 内部規程・様式の全て 。様式は未記入で空欄のままの見本。 ※最新の個人情報保護方針のコピー、最新の就業規則のコピーを含む
☒	14	個人情報を特定した台帳、いわゆる「個人情報管理台帳」の 運用記録のコピー ※ページ数が多い場合は、一部提出でも可
☒	15	上記14に対応する、いわゆる「リスク分析結果」の 運用記録のコピー ※ページ数が多い場合は、一部提出でも可

2. 任意で提出していただく書類

チェック欄	No	申 請 書 類
☒ 有 ☐ 無	16	教育を実施したことが確認可能な記録一式(「教育計画書」「教育実施報告書」等の運用 記録や教材の コピー 、「理解度確認テスト」等の雛形) ※注1 ※注2
☒ 有 ☐ 無	17	内部監査を実施したことが確認可能な記録一式(「内部監査計画書」、「内部監査実施報 告書」、「内部監査チェックリスト」等の コピー) ※注1 ※注2
☒ 有 ☐ 無	18	マネジメントレビュー(代表者による見直し)を実施したことが確認可能な記録一式(「マ ネジメントレビュー議事録」の コピー) ※注1
☒ 有 ☐ 無	19	会社パンフレット等
☒ 有 ☐ 無	20	アンケート ※出来るだけ提出して下さい。

※注1：これらの書類を事前に提出していただいた場合、現地審査当日の審査がより効率・効果的なものとなり、審査の所要時間の短縮化につながります。

※注2：教育や内部監査の記録については、それぞれ数ページ分のコピーを提出してください。
(全てのコピーを提出していただく必要はありません。)

全てのチェック欄に「有」「O」「✓」等のチェック印が付いていることを提出前に確認してください。

【申請様式1 新規】プライバシーマーク付与適格性審査申請書①

一般社団法人北海道IT推進協会
北海道プライバシーマーク審査センター

申請書類を送付される日（申請書類の提出日）
の日付を記入願います。申請書類受付日より10日営業日
以上前の場合は、差替えを依頼することがあります。

2025年10月01日

※実際に申請書類を提出する日を記入

＜事業者名、登録上の本店所在地、代表者名の旧字、常用外漢字について＞

申請事業者名称、所在地は、登記事項証明書に記載されている通りに記入してください。

登記事項証明書上、旧字や常用外漢字などJIS第一・第二水準の漢字以外で記載されている場合、該当する文字をJIS第一・第二水準の漢字の文字に縮退しての記入も可能です。

フリガナ

カブシキカイシャ マルサンカクジョウホウ

申請事業者名 株式会社〇△情報

法人番号（13桁）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

法人番号（数字13桁）が付与されていない場合は、記入不要です。（空欄可）

所在地（登記上の本店住所） 東京都港区X丁目Y番地Z号

●以下の全ての条件を満たしていない場合、ご申請を受付けることができません。全ての条件を満たしていることをご確認のうえ、各条件の□にチェック（☑）を入れてください。

☑ 申請事業者の社会保険・労働保険に加入した**正社員、または登記上の役員（監査役を除く）の従業員が2名以上**いること。

（「個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」を満たすためには、個人情報保護管理者、個人情報保護監査責任者の任を負うものが1名ずつ必要であるため）

☑ 「個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に基づいた個人情報保護マネジメントシステム（PMS）を定めていること。

☑ 個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に基づき実施可能な体制が整備されて個人情報の適切な取扱いがなわれていること。

全てのチェック欄に必ず☑があることを確認して下さい。

【申請様式1 新規】プライバシーマーク付与適格性審査申請書②

プライバシーマーク付与適格審査申請にあたっての誓約事項

当組織は、プライバシーマーク制度の趣旨に賛同し、下記の事項について誓約するとともに申請書類一式を添付してプライバシーマーク付与適格性審査を申請します。

記

1. 「プライバシーマーク付与適格性審査に関する約款」を承認し遵守すること
2. プライバシーマーク付与適格性審査のために必要なすべての情報を開示すること
3. 貴協会に開示する情報の一切は、事実であること
4. 付与適格性審査への対応及び立会いは全て当組織の役職員が行うものとし、当組織の役職員以外の者が審査への対応又は立会いを行わないこと
5. 「プライバシーマーク付与に関する規約」に定める欠格事由に該当しないこと
6. 「探偵業の業務の適正化に関する法律」（平成十八年六月八日法律第六十号）第2条第2項に規定する「探偵業」を事業として行う場合にはプライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針の要求事項に適合した個人情報の取扱いを行うこと
7. 本申請に伴う所定の申請料を納付すること

<代表者 役職・氏名について>

- ・登記上の代表権を持つ方の役職、氏名を記入してください。
- ・付与適格決定後の付与契約書には、記入していただいた代表者役職、代表者氏名が記載されます。
- ・氏名は、登記事項証明書に記載されている通りに記入してください。

上

事業者名 株式会社〇△情報

代表者役職 代表取締役

フリガナ ジョウホウ タロウ

代表者氏名 情報 太郎

印※法人登記印
代表取締役印

<法人登録印について>

- ・商業・法人登記している事業者の場合：登記所（法務局）に印鑑登録されているものを捺印ください（代表者の個人印、個人実印等は不可）
- ・商業・法人登記していない事業者の場合：代表者の個人印をご捺印ください。

【記入上の注意事項】

※以下の③、④、⑤について、プライバシーマーク制度では、JIS 第一・第二水準以外の文字が使用されている場合、該当する文字を JIS 第一・第二水準の文字に縮退して管理・運用いたします。

- ① A4 縦の用紙を使用してください。
- ② 日 付 : 申請書類の提出日を記入してください。記入された日付が、当協会で申請書類を受付した日より 10 営業日以上前の場合は、差替えを依頼することがあります。
- ③ 申請事業者名称 : **申請する事業者の登記上の正式商号を省略せずに正確に記入してください。付与適格決定後の登録証には、登記上の事業者名称及び本店住所が記載されます。**
- ④ 所在地 : **申請事業者の登記上の本店の所在地を省略せずに正確に記入してください。** なお、現在の営業上の所在地であるかについては問いません。
- ⑤ 代表者氏名 : 申請事業者の代表取締役社長、会長、理事長等の、代表権を持つ者の役職及び氏名を記入してください。付与適格決定後の付与契約書には、記入していただいた代表者役職、代表者氏名が記載されます。**氏名は、登記事項証明書のとおりに入力し、カタカナで振り仮名をふってください（手書きでも問題ありません）。また、代表者印は、商業・法人登記している事業者の場合、代表者印として登記所（法務局）に印鑑登録されているものを捺印してください（代表者の個人印、個人実印等は不可）。**
- ⑥ 法人番号 : 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に係る 13 桁の番号（法人番号）を記入してください。なお、法人番号が付与されていない事業者におかれては、記入は不要です。
- ⑦ 申請書の誓約事項に反した場合には、申請又は審査に係る事項に虚偽があったものとして、審査の打切り又はプライバシーマーク付与の取消しがなされる場合がありますのでご注意ください。
- ⑧ 「プライバシーマーク付与に関する規約」に定める欠格事由とは以下に記載されたものです。欠格事由に該当しないことを確認してください。該当する場合、「付与適格性審査の実施基準」の 2.2.2 で定める期間中は申請できません。

「プライバシーマーク付与に関する規約」

(欠格事由)

第5条 次のいずれかに該当する事業者と（実質的に同一とみなすべき事業者を含む。以下同じ。）は、プライバシーマーク付与適格性（以下「付与適格性」という。）を有しない。

- 1 外国会社（日本の法律に基づいて営業所として登記している場合を除く。）
- 2 役員（法人でない団体で代表者又は代理人の定めのあるものの代表者又は代理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある事業者
 - a) 「個人情報の保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - b) 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - c) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団又はこれらの構成員、その他これらに準ずる者
- 3 付与機関が指定する業種、業態、サービス等
- 4 前各号のほか、プライバシーマーク制度に対する一般の信頼を毀損すると認めるに足る相当な理由がある事業活動を行う事業者

「付与適格性審査の実施基準」

2.2.2 申請不可期間

次の各号のいずれかの事由に該当する事業者（実質的に同一とみなすべき事業者を含む。以下同じ。）は、当該事由

ごとに定める期間について、申請を行うことができない。

- ① 付与契約の解除を受けた事業者（付与の取消しを受けた場合を含む。） 1 年
- ② 申請若しくは審査に係る事項に虚偽があり、又は申請者の従業者以外の者が審査に立ち会ったことにより、審査の打ち切りがなされた事業者 1 年
- ③ 前号に定める事由以外により、審査機関により審査を打ち切られた事業者 3 ヶ月
- ④ 審査機関から、プライバシーマーク付与の適格性を有しない旨の決定を受けた事業者 3 ヶ月
- ⑤ 個人情報の外部への漏えい等の事故等が発生したことにより、付与機関からプライバシーマーク付与の一時停止がなされた事業者 一時停止が終了するまでの期間

⑨「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成 15 年 6 月 13 日法律第 83 号）に反している場合。

⑩「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」という。）（昭和二十三年七月十日法律第二百二十二号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」は下記のとおりです。

（風営法第 2 条第 6 項）

「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することという。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
- 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）
- 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業
- 四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
- 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
- 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

（風営法第 2 条第 7 項）

「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- 二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの

（風営法第 2 条第 8 項）

「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。

（風営法第 2 条第 9 項）

「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。

（風営法第2条第10項）

「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。

- ⑪ 「探偵業の業務の適正化に関する法律」（平成十八年六月八日法律第六十号）第2条第2項に規定する「探偵業」の定義とは下記のとおりである。

第二条 この法律において「探偵業務」とは、他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であつて 当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き取り、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいう。

2 この法律において「探偵業」とは、探偵業務を行う営業をいう。ただし、専ら、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることも含む。以下同じ。）を業として行う個人も含む。）の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを除く。

3 この法律において「探偵業者」とは、第四条第一項の規定による届出をして探偵業を営む者をいう。

【申請様式 2 新規】個人情報保護体制

(申請事業者で構築している現在の個人情報保護体制について確認するものです。)

※各担当者（責任者）が複数いる場合、代表となる方 1 名を記入してください。複数の方の氏名は登録できません。

◆申請担当者

- 必ず申請事業者の従業者から選任してください。

申請担当者	
氏名（フリガナ）※登録可能な担当者は 1 名のみです。 情報 二郎（ジョウホウ ジロウ）	
所属及び役職 個人情報保護推進室 室長	
勤務先住所 ※今後 DPJ C からの書類送付先として登録します。登録可能な住所は 1 ヶ所のみです。 〒106-XXXX 東京都港区六本木 X 丁目 Y 番地 Z 号 △△△△ビル X 階	
電話番号(連絡のつく電話番号)※携帯電話併記可 (電話番号) 03-XXXX-XXXX (携帯電話) 090-XXXX-XXXX	FAX 番号 03-XXXX-XXXX
e-mail アドレス ※登録可能な e-mail アドレスは 1 つのみです。 k-j2000@EXAMPLE. JP	

・当協会の付与事業者データベースに登録し、各種連絡で使用します。

※正確に記入してください。

・ビル名・階数まで記入して下さい。

・携帯電話ご希望の方は記載願います。
※必須ではありません。また、記入の際は会社貸与携帯をお願いします。

・申請担当者のメールアドレスは、付与適格決定後に JIPDEC ポータルサイトのアカウントとして使用します。

・複数人で受信可能なメールアドレス（メーリングリスト、グループアドレス等）も登録可能です。

◆個人情報保護管理者／個人情報保護監査責任者

- 申請事業者の役員（監査役を除く）または正社員以上の方を任命してください。
- 個人情報保護管理者と個人情報保護監査責任者は必ず別の方にしてください。
- 代表者は個人情報保護監査責任者を兼ねることができません。

個人情報保護管理者	
氏名※登録可能な担当者は 1 名のみです。 情報 二郎	所属及び役職 個人情報保護推進室 室長
個人情報保護監査責任者	
氏名※登録可能な担当者は 1 名のみです。 安全 春子	所属及び役職 常務取締役

【記入上の注意】この行以下は必ず記入してください。

※以下の②、③を JIS 第一・第二

① A4 縦の用紙

・個人情報保護管理者および個人情報監査責任者については、代表者が内部から指名した方である必要があります。

なお、現地審査当日は従業者以外の方の立会はできません。

字

- 申請担当者：申請事業者の事務連絡窓口となる担当者の氏名、所属、連絡先となる勤務先所在地、電話番号、FAX 番号、勤務先の e-mail アドレスを記入してください。氏名については、カタカナで振り仮名をふってください（手書きでも問題ありません）。所属及び役職が特にならない場合は、従事している業務を記入してください。勤務先の e-mail アドレスがない場合は「なし」と記入してください。
- 個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針に従って、個人情報保護管理者及び個人情報保護監査責任者は、トップマネジメントによって組織内部に属する者の中から指名された者であって、個人情報保護マネジメントシステムの計画及び

運用に関する責任及び権限をもつ者でなければなりません。パート・アルバイトの方は個人情報保護管理者、個人情報保護監査責任者のどちらも担当することはできません。

- ④ 申請は法人単位です。グループ会社で申請する場合でも、申請担当者、個人情報保護管理者、個人情報保護監査責任者は、申請事業者の従業者（組織内部に属する者）から選任してください。申請事業者の従業者以外は申請担当者、個人情報保護管理者、個人情報保護監査責任者になることはできません。
- ⑤ 該当する担当者（責任者）が複数名いる場合は、代表となる方を記入してください。

・ 申請は法人単位です。グループ会社で申請する場合でも申請担当者、個人情報保護管理者、個人情報保護監査責任者は、申請事業者の従業者（組織内部に属する者）から選任してください。

・ パート・アルバイトの方は個人情報保護管理者、個人情報保護監査責任者のどちらも担当することはできません。

【申請様式 3 新規】事業者概要（申請時の申請事業者の概要を記入してください。）

売 上 高	20億5,000万円																					
事業内容 ※売上高の多い順に 記入してください	・通信販売事業 ・人材サービス事業 ・データエントリ事業 ・DM 発送代行事業																					
従 業 者 数 雇用区分毎に申請時の人数を ご記入下さい。 (現地審査時に確認させてい ただく場合がございます)	<table><tr><td>・ 役 員</td><td>:</td><td>6名</td></tr><tr><td>・ 正社員</td><td>:</td><td>100名</td></tr><tr><td>・ 契約社員</td><td>:</td><td>22名</td></tr><tr><td>・ 受入派遣社員</td><td>:</td><td>2名</td></tr><tr><td>・ 受入出向社員</td><td>:</td><td>0名</td></tr><tr><td>・ パート・アルバイト等</td><td>:</td><td>70名</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>200名</td></tr></table>	・ 役 員	:	6名	・ 正社員	:	100名	・ 契約社員	:	22名	・ 受入派遣社員	:	2名	・ 受入出向社員	:	0名	・ パート・アルバイト等	:	70名	合計		200名
・ 役 員	:	6名																				
・ 正社員	:	100名																				
・ 契約社員	:	22名																				
・ 受入派遣社員	:	2名																				
・ 受入出向社員	:	0名																				
・ パート・アルバイト等	:	70名																				
合計		200名																				
事業者の URL	・https://www.EXAMPLEaaa.JP ・https://www.EXAMPLEbbb.JP																					

役員数は、常勤・非常勤、社内・社外を問わず、登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）に記載された全役員の数（監査役を含む）です。

事業者ホームページのURLを記入してください。
WEB サイトが無い場合は「なし」と記入ください。

ドメインの違う WEB サイトが別にある場合はURLの記載願います。

- 【記入上の注意】この行以下は、提出用紙の記入例です。
- ① A4 縦の用紙を使用してください。
 - ② 売上高 : 最新の会計年度の売上高を記入してください。
 - ③ 事業内容 : 売上高の多い順に事業内容を記入してください。最も売上高が多いものを主要な事業としますが、申請を受理した審査機関において業種が決定されます。なお、フランチャイザーは、その名称（屋号）を記入してください。
 - ④ 従業者数 : 申請受理時に事業者規模を判断する際は、上記欄の従業者数により決定しますが、現地審査時に雇用関係にある従業者数を再度確認したうえで、事業者規模を最終的に確定します。上記の区分項目は記入例であり、申請者の雇用形態に合わせ項目を削除または追加して従業者数を示してください。なお、労働者派遣事業を営んでいる事業者のうち、常用型派遣の派遣要員は、正社員に含めてください。登録型派遣の派遣要員は、規模決定の従業者数には含めません。
 - 1) 役員 : 役員は、取締役、執行役員、理事、評議員、監査役、監事、会計参与を指します。なお、役員は常勤、非常勤に関らず登記事項証明書、もしくは定款及び寄附行為、団体の運営について定めた規程に記載された全員が従業者の対象となります。
 - 2) 正社員 : 雇用契約で雇用期間（定年退職を除く）の定めのない者を指します。なお、外部へ出向している従業者は正社員に含めてください。
 - 3) 契約社員 : 雇用契約で雇用期間が定められている（有期である）者を指します。
 - 4) 受入派遣社員 : 申請事業者以外の事業者から申請事業者へ派遣されている者を指します。
 - 5) 受入出向社員 : 申請事業者以外の事業者から申請事業者へ出向している者を指します。
 - 6) パート・アルバイト等 : 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比べて短い労働者を指します。
 - ⑥ 事業者の URL : ない場合は「なし」と記入してください。（記入例 : 「http(s)://XXXXXXX」または「なし」）ドメインが違う URL が存在する場合など、代表的なサイトがある場合は併せて記入してください。

【申請様式 4 新規】個人情報を取扱う業務の概要

(申請事業者の事業内容ごとに、取扱う個人情報の概要を記入してください。)

	個人情報を取扱う業務	個人情報の種類	件数 (概数)	外部委託の 有無
1	通信販売業務	購入顧客の受注情報	2,000 件／月	☐ 有 ☒ 無
		会員情報	1 万件／累積	☒ 有 ☐ 無
2	人材派遣業務	登録スタッフの個人情報	2 万件／累積	☒ 有 ☐ 無
		上記のうち、稼働中の個人情報	1 万件／累積	☒ 有 ☐ 無
3	データエントリ業務	入力原票	100 万件／月	☒ 有 ☐ 無
4	DM発送代行業務	宛名シール	10 万件／月	☐ 有 ☒ 無
5	人事関係業務	従業員の個人情報	230 人分／累積	☒ 有 ☐ 無
		採用応募者の個人情報	100 件／月	☐ 有 ☒ 無
		従業員及びその扶養家族の特 定個人情報	335 人分／累積	☒ 有 ☐ 無
		ストレスチェック診断情報	1 人分／累積	☒ 有 ☐ 無
	・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	☐ 有 ☐ 無

(*上表のゴシック体の記載は記入例です。記入時は削除のうえ記入してください。)

個人情報を取扱う全ての業務について、業務内容が
理解できるように記入してください。

【記入上の注意】この行以下は、提出時に削除しても問題ありません。

- ① A4 縦の用紙を使用してください。
- ② 個人情報を取扱う業務：個人情報を取扱う全ての業務について、業務内容が理解できるように記入してください。
行が不足している場合は、追加して記入してください。
- ③ 個人情報の種類：取扱う個人情報を記入してください。その際、本人、委託元、提供元等から取得した
個人情報を記入してください。取得した個人情報をもとに作成した個人情報は記入する
必要はありません。
- ④ 件数（概数）：取扱う個人情報の**件数＋単位／期間を記入してください**。長期間（例えば、1 年以上）保管する
個人情報で可能なものは累積件数も記入してください。なお、本人から個人情報を複数回
取得する場合、延べ数扱いではなく一括して 1 人分と記入しても問題ありません。

【申請様式 5 新規】すべての事業所の所在地及び業務内容

(申請事業者の事業所分布、並びに、業務概要及び従事者規模を把握し、現地審査訪問先選定の参考とするものです。)

該当事業所に所属している従業者数を概数
で構いませんので記入してください。

(*下表のゴシック体の記述は記入例です。)

記入時は削除のうえ記入してください。)

	事業所	所在地	個人情報 取扱う業務	所属している 従業者数 (概数)	他の事業者 との同居の 有無
1	本社	東京都港区六本木 x-y-z	人材派遣業、 人材紹介業、 総務業務	100	☐ 有 ☒ 無
2	お台場分室	東京都江東区青海 x-y-z	データエントリ業務	10	☐ 有 ☒ 無
3	横浜事業所	神奈川県横浜市港北区〇〇 x-y-z	DM発送代行業	60	☐ 有 ☒ 無
4	大阪支社	大阪府大阪市北区〇〇x-y-z	人材派遣業	10	☐ 有 ☒ 無
5	札幌支社	札幌市中央区〇〇x-y-z	なし	10	☐ 有 ☒ 無
6	・ ・ ・	・ ・ ・			☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無

全ての事業所を記入してください。

「有」もしくは「無」に
「☒」を記入してください。

【記入上の注意】この行以下は、提出時に削除しても問題ありません。

- ① A4 縦の用紙を使用してください。
- ② 事業所、所在地 : 個人情報の取扱い有無に関係なく、国内の全ての事業所の名称・所在地を記入してください。ただし、申請事業者がフランチャイザーである場合、別法人であるフランチャイジーは記入しないでください。行が不足している場合は、追加して記入してください。
- ③ 個人情報を取扱う業務 : 【申請様式 4 新規】に記入した業務を、どの事業所で行っているか、分かるように記入してください。なお、個人情報の取扱いのない事業所は「なし」と記入してください。
- ④ 所属している従業者数 : 当該事業所に所属している従業者数を概数で記入してください。なお、概数の合計が【申請様式 3 新規】の従業者数の合計と一致しなくても問題ありません。また、事業所が 1 か所の場合は「全員」と記入してください。

【申請様式 6 新規】 個人情報保護マネジメントシステム文書の一覧

(個人情報保護マネジメントシステム(PMS)実施のために策定された、申請事業者の全文書類(内部規程・様式)の名称と改訂状況を一覧で記入してください。)

※本申請様式 6 新規については、以下の項目を充足する資料がある場合、そのコピーを提出していただくことで代用が可能です。

代用資料がある場合は、下記の欄に代用資料名を記録し、規程・様式類の名称及び制定日・改訂日が分かるものを必ず添付してください。（最新版のPMS文書であることを確認のため）

代用資料	× × × × × × × × を参照
------	---------------------

(*下表のゴシック体の記述は記入例です。記入時は削除のうえ記入してください。)

[illegible]

【記入上の注意】 この行以下は、提出時に削除しても問題ありません。

- ① A4 縦の用紙を使用してください。
- ② 上位規程から順に記入してください。例えば、規程（上位から下位へ）→手順等→台帳・様式のように階層ごとに記入してください。行が不足している場合は、追加して記入してください。
- ③ PMS 文書を構成する規程・様式等の名称：申請事業者で整備・使用している PMS を構成する文書（内部規程・様式等）の名称を全て記入してください。
- ④ 制定日：組織として承認した年月日を記入してください。
- ⑤ 直近の改訂日：改訂があった場合、最も新しく改訂された年月日を記入してください。
- ⑥ 本様式に記入した内部規程・様式は【申請様式 0 新規】における「13. 最新の個人情報保護マネジメントシステム文書一式」に相当します。そのため、例えば、PMS 運用上の罰則規程を就業規則内に定めている場合は、就業規則の個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針に対応する該当箇所のコピーを提出してください。
なお、就業規則の該当箇所を抜粋される場合は、事業者名と制定日（改訂日）が分かる箇所を合わせてご提出ください。
- ⑦ 個人情報保護方針について、内部向けと外部向けの両方がある場合は 2 行に分けて記入してください。

【申請様式 7 新規】「個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」との対応表

(申請事業者の内部規程・様式が「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に対応していることを示すと共に、審査時には添付の規程類の索引として使用します。)

※本申請様式 7 新規については、以下の項目を充足する資料がある場合、その写しをご提出いただくことで代用が可能です。

代用資料	× × × × × × × × を参照
------	---------------------

(*下表のゴシック体の記述は記入例です。記入時は削除のうえ記入してください。)

個人情報保護マネジメントシステム 構築・運用指針	対応する PMS 規程の名称と項番 (上位規程から階層的に記述)	使用する様式
J.1.1 組織及びその状況の理解	—	—
J.1.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	—	—
J.1.3 法令、国が定める指針その他の規範	個人情報保護規程 xx 条	法令等 一覧表
J.1.4 個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲の決定	PMSの各文書名は、送付された書類の名称 および【申請様式 6】の文書名と一致する ように記入ねがいます。	
J.1.5 個人情報保護マネジメントシステム		
J.2.1 リーダーシップ及びコミットメント		
J.2.2 個人情報保護方針	個人情報保護方針	—
J.2.3.1 組織の役割、責任及び権限	個人情報保護規程 xx 条	—
J.2.3.2 個人情報保護管理者と個人情報保護監査責任者	個人情報保護規程 xx 条	—
J.2.4 管理目的及び管理策 (一般)		
J.3.1.1 個人情報の特定	個人情報保護規程 xx 条 個人情報特定手順書	個人情報管理台帳
J.3.1.2 リスク及び機会に対処する活動		
J.3.1.3 個人情報保護リスクアセスメント	個人情報保護規程 xx 条 リスク分析手順書	リスク分析表
J.3.1.4 個人情報保護リスク対応		
J.3.2 個人情報保護目的及びそれを達成するための計画策定		
J.3.3 計画策定		
J.3.4 変更の計画策定		
J.4.1 資源		
J.4.2 力量		
J.4.3 認識	個人情報保護規程 xx 条 教育規程 教育細則	教育計画書 教育実施報告書 理解度確認テスト

J.4.4.1 コミュニケーション		
J.4.4.2 緊急事態への準備		
J.4.5.1 文書化した情報 (一般)		
J.4.5.2 文書化した情報の管理		
J.4.5.3 文書化した情報 (記録を除く) の管理		
J.4.5.4 内部規程		
J.4.5.5 文書化した情報のうち、記録の管理		
J.5.1 運用		
J.6.1 監視、測定、分析及び評価		
J.6.2 内部監査	個人情報保護規程 xx 条 内部監査規程 内部監査細則	内部監査計画書 内部監査実施報告書 内部監査チェックリスト
J.6.3 マネジメントレビュー	個人情報保護規程 xx 条 マネジメントレビュー手順書	マネジメントレビュー議事録
J.7.1 不適合及び是正処置		
J.7.2 継続的改善		
J.8.1 利用目的の特定		
J.8.2 適正な取得		
J.8.3 要配慮個人情報などの取得		
J.8.4 個人情報を取得した場合の措置		
J.8.5 J.8.4 のうち本人から直接書面によって取得する場合の措置	個人情報保護規程 xx 条 個人情報取得手順書	従業者から取得する同意書 採用応募者から取得する同意書 ステイクホルダーから取得する同意書
J.8.6 利用に関する措置		
J.8.7 本人に連絡又は接触する場合の措置		
J.8.8 個人データの提供に関する措置		
J.8.8.1 外国にある第三者への提供の制限		
J.8.8.2 第三者提供に係る記録の作成等		
J.8.8.3 第三者提供を受ける際の確認等		
J.8.8.4 個人関連情報の第三者提供の制限等		
J.8.9 匿名加工情報		
J.8.10 仮名加工情報		
J.9.1 正確性の確保		
J.9.2 安全管理措置		
J.9.3 従業者の監督	個人情報保護規程 xx 条 就業規則	—

J.9.4 委託先の監督	個人情報保護規程 xx 条 業務委託細則	委託先選定基準書 委託先評価表 委託先との契約書
J.10.1 個人情報に関する権利		
J.10.2 開示等の請求等に応じる手続		
J.10.3 保有個人データ及び第三者提供 記録に関する事項の周知など		
J.10.4 保有個人データの利用目的の通 知		
J.10.5 保有個人データ及び第三者提供 記録の開示		
J.10.6 保有個人データの訂正、追加又 は削除		
J.10.7 保有個人データの利用又は提供 の拒否		
J.11.1 苦情及び相談への対応		

【記入上の注意】この行以下は、提出時に削除されても問題ありません。

1. A4 縦の用紙を使用してください。
2. 対応する PMS 規程の名称と項番：「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」の項目について、対応する PMS の規程名称及び、項番（対応箇所）を記入してください。対応する規程が複数ある場合は、PMS 文書の体系に合わせて上位規程から順に階層的に記入してください。
3. 使用する様式：当該規程の条項に基づき運用している様式があれば、その名称を記入してください。

【申請様式 8 新規】教育実施サマリー

(申請事業者で実施した教育の概要について記入してください。)

実施予定（未実施）の段階では、申請を受付けることができません。

※教育の詳細につきましては、現地審査時に確認させていただきます。

教育実施日または 教育実施期間	(例 1) 2024年7月1日 (例 2) 2024年7月1日から7月5日
受講者数／受講対象者数	役員 (6名／ 6名) 正社員 (99名／ 100名) 契約社員 (22名／ 22名) 受入派遣社員 (2名／ 2名) 受入出向社員 (0名／ 0名) パート・アルバイト等 (70名／ 70名) 社外派遣スタッフ（人材派遣業の場合） (名／ 名) 合 計 (199名／ 200名) ※正社員1名は育児休暇中のため、受講できず。 復職時に個別に教育を実施する予定。

・ 複数日に分けて実施
場合は、開始日から終了
日までの実施期間を記
入してください。

・ 新規申請時点では、常勤・非常勤に関わらず役員・パート・
アルバイト等も含めて、全従業員への教育実施が完了している
必要があります。
・ 人材派遣業の場合は、社外派遣スタッフも含めて下さい。

【記入上の注意】この行以下は、提出時に削除しても問題ありません。

- ① A4 縦の用紙を使用してください。
- ② PMS を構築し、申請に至る日までに実施した全ての教育に関して記入してください。
なお、個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針では、少なくとも1年に1回は、常勤・非常勤に関らず役員・パート・アルバイト等も含めた全従業員の教育実施が求められていることに留意してください。
- ③ 教育実施日／教育実施期間：教育を実施した日（年月日）を記入してください。同一の教育が複数日実施された場合は、開始日から終了日までの実施期間を記入してください。なお、実施予定未実施）の段階では、申請を受付けることができません。
- ④ 受講者数／受講対象者数：役員、正社員、受入派遣社員、受入出向社員、パート・アルバイト等に分けて記入してください（上表は記入例であり、申請事業者の雇用形態に合わせ項目を削除または追加してください。）。

【申請様式 9 新規】 内部監査・マネジメントレビュー実施サマリー

(申請事業者で実施した内部監査・マネジメントレビューの概要を記入してください。)

実施予定（未実施）の段階では、申請を受付けることができません。

※内部監査・マネジメントレビューの詳細につきましては、現地審査時に確認させていただきます。

1：内部監査

① 個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針への「適合状況の監査」

内部監査実施日または
内部監査実施期間

(例 1) 2023年10月1日

(例 2) 2023年10月1日から3日

**・複数日に分けて実施場合は、
開始日から終了日までの実施
期間を記入してください。**

<適合状況の監査とは>

**自社の規程や手順などが、個人情報保護マネジメント構築・
運用指針の要求事項を満たしているか（適合しているか）を
確認する監査のこと。**

② 個人情報保護マネジメントシステムの「運用状況の監査」

内部監査実施日または
内部監査実施期間

(例 1) 2023年12月1日

(例 2) 2023年12月1日から5日

**・複数日に分けて実施場合は、
開始日から終了日までの実施
期間を記入してください。**

<運用状況の監査とは>

**自社が定めた規定や手順などを、自社の現場が守っているか
を確認する監査のこと。**

※①及び②の両方の記入が必要です。

※内部監査は、全ての部門が対象です。

2：マネジメントレビュー

実施日

(例 1) 2024年1月1日

(例 2) 2024年1月1日から3日

**・複数日に分けて実施場合は、
開始日から終了日までの実施
期間を記入してください。**

【記入上の注意】この行以下は、提出時に削除しても問題ありません。

① A4 縦の用紙を使用してください。

② PMS を構築し、申請に至る日までに実施した内部監査・マネジメントレビューに関して、実施日（年月日）を記入してください。内部監査を複数日に分けて実施した場合は、開始日から終了日までの実施期間を記入してください。なお、実施予定（未実施）の段階では、申請を受付けることができません。

●アンケート

(1) 以下に該当する個人情報の取り扱いがありましたら、有無を記入ください。

※ご不明な場合は、空欄のままで構いません。

- | | | |
|---------------------|----------|---|
| ●共同利用に関する個人情報の取り扱い： | () 該当する | (☒) 該当しない |
| ●外国にある第三者への提供の制限： | () 該当する | (☒) 該当しない |
| ●匿名加工情報の取り扱い： | () 該当する | (☒) 該当しない |
| ●個人関連情報の第三者提供の制限： | () 該当する | (☒) 該当しない |
| ●仮名加工情報の取り扱い： | () 該当する | (☒) 該当しない |

(2) グループ会社である複数事業者において同時期の現地審査のご希望がある場合、当該グループ事業者名を記入してください。※注1

・ (例) 株式会社ABC

・
・
・

(3) コンサルタント会社を利用している場合、その事業者名を記入してください。

(審査への影響はございませんのでご記入をお願い致します)

・ (例) 個人情報保護コンサルティング株式会社

※注1：グループ会社とする範囲は、同一の個人情報保護マネジメントシステムをベースに運用している場合を対象といたします。なお、スケジュール調整のため、現地審査の実施時期が遅くなる可能性があります。あらかじめご了承ください。

・ EU 及び英国域内に拠点を有している事業者より移転された個人情報を取り扱う事業者様への
アンケート

(1) 貴組織は、自社の子会社や支店を含む EU 及び英国域内の事業者から十分性認定に基づき、個人情報の提供（移転）を受けていますか。

- ① () 提供を受けている。
② (☒) 提供を受けていない。

(2) 貴組織は、国内の他の事業者が EU 及び英国域内の事業者から十分性認定に基づいて提供（移転）を受けた個人情報について、その国内の他の事業者から提供を受けていますか。

- ① () 提供を受けている。
② (☒) 提供を受けていない

(3) 上記 (1)、(2) の各①に該当する場合、どのような個人情報を取り扱っていますか。

- ・ (1) ①に該当する場合：○○○○○○○○○○
・ (2) ①に該当する場合：○○○○○○○○○○